

## 説明会内容

- 名 称 2・2・49号折戸公園の都市計画変更に係る説明会
- 日 時 2014年9月17日(水) 19:00~19:45
- 場 所 明治市民センター 2階 第一談話室
- 事務局 藤沢市 計画建築部 都市計画課  
都市整備部 公園みどり課
- 参加者 10名

- 趣 旨 \_\_\_\_\_  
折戸公園の都市計画変更手続きとして、地元向けの都市計画説明会を開催したもの。

- 主要内容 \_\_\_\_\_  
(アルファベット：参加者 市：藤沢市)

1. 開会  
記録のため録音、写真撮影することを告げ、了承を得る。
2. 挨拶
3. 説明(2・2・49号折戸公園の変更について)  
説明の後、一括して質疑を行う。
4. 質疑・応答
  - A 昭和32年に折戸公園を都市計画決定したとのことであるが、その際、土地所有者に説明は行っていたのか。  
市 非常に古い都市計画であるため、本日のような地元向けの説明会を開催したことについて、記録としては残っていない。  
昭和32年の都市計画決定は、折戸公園だけではなく、市内の多数の公園を同時に計画決定しているため、説明会を開催していたとしても、個別の公園ごとではなく、市域全体の公園の説明会として開催していたと思われる。また、都市計画の縦覧は行っていたと考えられるが、今ほど、周知を徹底していたとは考えにくい。  
現在は、土地所有者の意向を十分に確認しながら、計画を進めており、また、広報や地域の回覧板、ホームページ等で周知を徹底しているが、その当時は、そこまでの周知をやっていたか、定かではない。
  - A 私は昭和54年頃に家を建てる際、公園の計画があることを初めて知った。他の場所でもこのようなことがあるのではないのか。  
市 現在の都市計画手続きでは、土地所有者の方が知らずに都市計画決定していたということはある。周辺住民の方への周知は必ずしも十分に出来ていない場合もあるが、少なくとも、計画決定区域内に係る土地所有者の方には説明を行ったうえで、手続きを進めている。
  - B 今後の手続であるが、神奈川県都市計画審議会にはかかるのか。  
市 藤沢市決定の都市計画であるため、県の審議会にはかからない。
  - B 市議会には報告するのか。  
市 都市計画手続のなかでは、報告は行わない。ただし、市の都市計画審議会には総務常任委員長、建設経済常任委員長に就いている市議会議員に参画いただいている。
  - B 公園整備を行う際の予算案については。  
市 公園整備工事に係る予算案は議会の承認をいただく必要があるため、議会にかかることになる。
  - C 何か質問をさせていただきたいのだが、①東側にある墓地の所有者と境界立会いは完了しているのか。②公園に高低差があるが、公園の通路はどのようになるのか。特に、東側や北側の道路は車イスの方が利用できる形状で整備されるのか。③公園の西側に住んでいる方のなかには公園に行くにあたり、かなりの距離を迂回しなければならない方もいる。近距離

で行けるようにはならないのか。

市 ①墓地については、各墓地の所有者と境界が確認されている。②北側の道路は高低差の関係から勾配を緩くすることは難しいと思われる。ただし、公園の南側からはスロープと階段で北側に上がっていく形状を考えているが、詳細な公園計画は今後、開催予定の公園ワークショップのなかで皆様のご意見を伺っていきたい。③公園に近距離でアクセスするためには、新しく道路を整備することになるが、そのためには現在お住まいの方の土地について、ご協力をいただく必要が生じてしまい、すぐに解決できるものではない。公園へ行くのに迂回をしていただく方はいるものの、憩いの場や防災関係において、早期に地域の皆様に公園を利用していただけるように整備していくことが望ましいのではないかと考えている。

C 世代替わりもあってか、墓地の所有者があいまいになっているという話も聞いたことがあり、境界の関係で揉めてしまわないか心配である。また、北側からのアクセスが出来なくなると公園の魅力が半減してしまうので、しっかりとした道路を整備してほしい。

西側の方が公園を利用しやすくすることは、難しいとのことだが、やはり、このあたりもしっかりとやっていってほしい。

市 東側の墓地と公園の間には道路があるため、公園とは直接、接してはいない。このため、道路管理をする部署が境界を確定しているのだが、概ね現在の墓地の位置で確定しているため、今後、墓地の土地が道路や公園側に入ってくるということはない。

また、北側道路は公園アクセスの観点からも当然整備を行っていく必要があると考えているが、未整備部分の道路整備については道路を整備する部署と調整を図っていきたい。未整備部分は既に境界確定がなされており、概ね3.5m程度で道路査定されているので、この幅員で道路を整備していくことになる。

周辺の方が利用しやすいようにということについては、今後、そのようなことも念頭において、出来ることはやっていきたい。

D 公園東側の道路は地面がむき出しになっているため、雨が降った際に、雨水や落ち葉が南側の道路まで流れてきてしまう。道路は公園の区域に入っていないかと思うが、公園整備とあわせて、何らかの対応が行われるのか。

市 道路を整備する部署との関連が出てくるため、公園整備を進めるなかで、適切な対応が出来るよう、調整を図っていきたい。

D 現にある道路を整備していくには、道路のどの部署が対応するのか。また、このような問題があることは道路の部署は認識しているのか。公園整備と一緒に道路も整備できないのか。

市 道路の境界を確定するにあたり、道路を管理する部署は現地を確認しているので、このような状況であることは認識している。内部の話で恐縮であるが、公園と道路を整備する部署は異なるので、公園整備にあわせて調整を進めていきたい。

D 公園と一緒に整備を行うことはできないのか。

市 公園整備と一体で道路整備を行うことは難しいが、公園整備にあわせて、道路も整備ができるように調整を進めていきたい。また、道路を整備していく際には、公園はもちろんのこと、隣接する地権者のご協力も必要なので、その際にはご協力をお願いしたい。

D この道路はお墓参りに行く際、かなり高齢の方も苦労しながら利用しているので、何とかならないか。

市 公園整備にあたっては、公園から東側の道路に抜ける園路も整備していきたいと考えている。この園路は、車イスの方の利用も想定する形状のものなので、公園完成後は、公園内を通過して、墓地に抜けていくことも可能になると考えるが、詳細はワークショップのなかで、検討していきたい。

E 公園の計画地は既に市で取得しているのか。

市 まだ、市の土地にはなっていない。

E 木が道路に覆い被さっており、剪定等の対応はどなたがやるのか。

市 当該地はまだ市の土地になっていないため、基本的には土地所有者で対応していただくことになる。

E 東側の道路は査定されてはいるものの、不整形な部分があり、公園や民地に食い込んでいるようなところもあるが、その区域内での対応は。

市 市で用地取得を行えば、当然、市で対応を行っていくことになるが、現時点では、まだ、別の土地所有者の財産であるため、市で勝手に木を切ったりすることなどはできない。原則、

土地所有者に対応していただくことになるが、災害等の緊急時には土地所有者の了解をとったうえで、市で何らかの対応をすることもあり得る。

当該地については、用地取得に向けて地権者と話し合いを進めているので、状況に応じて協議のうえ、対応していくことになるであろう。

E 非常に高低差がある公園だが、実際にはどのような公園になるのか。また、具体的には決まっていないのか。

市 高低差があるため、一般的にはスロープを設置して、あがっていくといったことなどが考えられるが、実際には、来年度実施予定のワークショップのなかで皆様のご意見を伺い、利用しやすい公園にしていきたい。

E 車で公園に来られる方もいるかと思うが、駐車スペースはつくるのか。

市 先ほど、ご説明させていただいたとおり、街区公園は半径 250m 圏内の方々を対象としているため、原則、徒歩または自転車での来園を想定している。そのため、駐車場をつくるということはない。

C 周辺の道路は境界確定されているのか。また、駐車スペースはつくらないとのことだが、例えば、イベントをやる際、資材を下ろすための駐車スペースはあったほうが良いかと思う。

市 南側、東側、北側ともに今後、幅員を拡幅する必要がある箇所もあるが、現状では境界確定がなされている。

また、一般に開放する駐車スペースは設けないが、公園管理用の車が入れるスペースは設けていきたいと考えているので、このことをふまえ、通路等の検討もしていきたい。実際の車の進入としては、北側からは難しいかと思うが、ワークショップのなかで皆様のアイデアを伺っていきたい。

B ワークショップはいつ頃予定しているのか。

市 来年度の開催を予定している。

D 北側にある藤沢霊園から入っていくことは出来ないのか。

市 公の道路にはなっていない。

D 災害時には避難場所として利用することはできるのか。

市 自主的に避難していただくことは可能である。

## 5. 閉会

以 上